

強談威迫の行為を新たに処罰し得ることとしようとするものであります。

二、強姦罪、強姦未遂罪等は現在親告罪とされておりますが、それらの罪を二人以上の者が現場において共同して犯した場合はいわゆる輪姦的形態によるものにつきましては、これを親告罪とはしないこととしようとするものであります。

三、いわゆる持刃器集合罪ともいふべきものを新たに処罰することとし、二人以上の者が、他人の生命、身体または財産に対して共同して害を加える目的で集合した場合には、兇器を準備して集合した者、兇器の準備があることを知って集合した者または兇器を準備しもしくはその準備があることを知って集合させた者を処罰しようとするものであります。

四、現在親告罪とされております器物損壊罪及び私文書毀棄罪を非親告罪としようとするものであります。

以上が刑法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませうお願い申し上げます。

次に、刑事訴訟法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

最近における暴力事犯に関する刑事手続の運用の実績にかんがみましますと、被害者を含め証人等の保護その他の観点から見まして、刑事訴訟法中二、三の点につき改正を要すると認められるものがあります。

この法律案は、この要請に應ずるものとしたしまして、司法中、保釈、緊急逮捕及び証人尋問等に関する規定につきまして所要の改正を加え、暴力事

犯に対する刑罰法令の適正、かつ、迅速な適用実現をはかり、もって刑法の一部を改正する法律案並びにさきに提案いたしました証人等の被害についての給付に関する法律案と相まってこの種事犯に対処しようとするものであります。

以下この法律案の要点について申し上げます。

一、いわゆる権利保護の除外事由の一として、現行法は、被告人が被害者等に対して害を加えたは畏怖させるような行為を犯した場合は、疑うに足りる十分な理由がある場合を掲げておりますが、その対象を若干拡大して、被害者等の親族を加えることとしたしまして、疑うに足りる十分な理由があるものを、疑うに足りる相당한理由に改めようとするものであります。これに関連しまして、保釈または勾留の執行停止の取り消し事由についても改正を加えることとしたしました。

二、暴行罪及び脅迫罪は、その法定刑が懲役二年以下と定められ、現行法上、緊急逮捕をなし得る罪には当らないこととなっており、現下暴力事犯の実情にかんがみ、これらの罪を新たに緊急逮捕し得る罪として規定しようとするものであります。

三、公判期日または公判期日外における証人尋問に際しまして、被告人の立ち会いを一定の要件のもとに制限し得ることとしようとするものであります。すなわち、証人が被告人の面前では圧迫を受けて十分な供述をすることができないと認められる場合には、弁護人が立ち会っているときに限り、その供述中被告人を退席させることができるとするものとしたしまして、退席させました場合には、供述終了後、被

告人に証言を告知し、その証人を尋問する機会を与えなければならぬものとしようとするものであります。

以上が刑事訴訟法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませう、お願い申し上げます。

○委員長(青山正一君) 次に、両案について、それぞれ逐条説明を求めます。

○政府委員(竹内壽平君) お手元に資料の一部として御配付申し上げてあります逐条説明書に基づきまして、なるべく簡単に御説明をいたしたいと思ひます。

まず便宜上、刑法の一部を改正する法律案の方から申し上げたいと思ひますが、同法律案は、あつせん取賄に関する部分と、暴力関係の部分とに分れておりますので、まずあつせん取賄の關係部分から御説明を申し上げます。

冒頭の第四條第三号中、第九十九條ノ三を第九十九條ノ四に改めるという部分でございますが、第四條の改正は、国外で犯されたあつせん取賄罪をも処罰することとするためでございます。

次に、第九十九條ノ四を第九十九條ノ五とし、第九十九條ノ三の次に次の一條を加えるという部分でございます。百九十七條ノ四が実質的な規定になります。この第九十九條ノ四は、新たにあつせん取賄を処罰する趣旨の規定でございます。本条が新設されました結果、賄賂の没収に関する現行法第九十九條ノ四は第九十九條ノ五に繰り下げられ、あつせん取賄の場合の賄賂にも同条が適用されるということを考えているのでございませう。そこで、百九十七條の新設規定、

百九十七條ノ四について若干内容を御説明申し上げます。

第一には、あつせん取賄罪は公務員という身分を有する者を犯罪の主体とする身分犯でございます。第三者から請託を受けること、他の公務員にその職務上不正の行為をさせ、または相対の行為をさせないようにあつせんをする、またはあつせんしたことの報酬としてわいろを受取、要求または約束をする、その二つを要件とするのでございませう。なお、本条で「公務員」とか「他の公務員」とか申しますのは、いづれも刑法第七條に定義されております通り、「官吏、公吏、法令に依り公務ニ従事スル職員、委員其他ノ職員」をさすのであります。他の法令によつて公務員と見なされる者も含まれるのであります。

第二に請託の意味であります。請託とは、ある事項に関する依頼をいうのであります。本条においては、あつせんの依頼をさすのであります。あつせんを受ける他の公務員の職務権限に属する事項に関するあつせんの依頼であれば足りるのであります。他の公務員に不正の行為をさせるようにあつせんすることをその内容としていなくてよい、かように考えるのでございませう。請託は、あつせん行為の前に行われる必要がございますが、將來あつせんすることについてわいろの授受があり、または場合には、少くともこれと同時に請託が行われなければならぬ。なお請託に明示のものと黙示のものがあることは言うまでもございませう。

第三に、あつせんの意味であります。あつせんとは、一定の事項についてある人とその相手方との間に仲介の勞をとることとあります。本条におきましては、他の公務員の職務権限に属する一定の事項について、第三者のために有利な取扱いをしてもらうようにあつせんすることをいふのであります。ただ、本条の罪が成立いたしたためには、そのあつせんが他の公務員に職務上不正の行為をさせ、または相当の行為をさせないことを内容とするものであることが要件とされており、また、他の公務員にもともと正当な職務を執行させることを内容とするあつせんは、本条の取締りから除かれるのであります。

次に、不正の行為をさせまたは相當の行為をさせないといふのは、どういふ意味かという点でございませうが、公務員としての職務上の義務にそむいた積極的または消極的な行為、法律用語で申しますならば作為または不作為をさせることとあります。従ひまして、あつせんの内容となつた事項が不正行為であつてどうかは、それがあつせんを受ける公務員の職務上の義務に違反するかどうかによつて判断されるのであります。なお、本条によりましてあつせん取賄が処罰されるのは、不正行為のあつせんが行われた場合だけでなく、將來このようになつせんが行われる場合も含むのであります。また、過去にこのようになつせんをしたことについて贈賄が行われ、不正行為が行われたかどうかにかかわらず、本罪が成立すると思ひます。

次に、報酬の意味であります。報酬といふのは、一定の行為をすることまたはしたことの対価でありまして、

次に、ここに書いてございませぬが、この本来の保護法益について一言申し上げておきたいと思ひます。あつせん贈収賄罪の法益につきましては、いろいろ罪の法益と全く同じものでありまして、公務の公正と公務員の廉潔との双方がその法益になるものと考えております。本条におきまして不正行為

のあつせんを要件といたしましたのは、他の公務員についてではありませんが、その職務の公正を担保しようとする趣旨でございますし、また、一般国民よりも特に進退を慎むことの要求される公務員の身分犯といたしましたのは、公務員の廉潔を保持しようとするためでございます。

次に百九十八条の次に一項を加える、そうして「百九十七条ノ四ニ規定スル賄賂ヲ供与シ又ハ其申込若クハ約東ヲ為シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千円以下ノ罰金ニ処ス」この關係でございしますが、これは百九十八条の第二項が追加されましたのは、あつせん取賄に對應する贈賄を処罰する趣旨であります、百九十八条そのものに加えないで、その二項といたしましたのは、法体系の關係から一項と區別するためでございます。

次に、暴力関係について御説明を申し上げます。

まず最初に、第百五条でございます。「本章ノ罪」を「前二条ノ罪」に改め

次に 第百五条ノ二でございますが、これはいわゆるお札参りの行為であります。刑事被告事件の被害者、証人等に対する面会強請または強談威迫の行為を処罰する趣旨の規定でございます。刑事被告事件の証人に対するお札参り行為として、それが暴行、脅迫等の罪に当るものにつきましては、現

行法によって処罰し得ることはもちろんでございますが、脅迫、暴行等の程度に達しない威迫行為につきましては適切な処罰規定が欠けております。そのため証人等の保護に欠けるところが少くございまいせんとともに、刑事司法の適正な運用に十全を期しがたいうらみがあるのでございます。そこで、暴行、脅迫の程度に達しない証人等に対する面会強請、または強談威迫の行為を新たに処罰することにしたのでございます。用語の説明を申し上げます。

と、「刑事被告事件」とありますのは、すでに公訴を提起され、裁判所に係属しているものばかりではなく、捜査中のものをも含む趣旨でございます。「知

なお、法定刑はいずれも一年以下の懲役、または二百円、これは罰金等臨時措置法第三条第一項の規定によりまして一万円となるわけでございますが、二百円以下の罰金でございます。

次に「第百八十条に次の一項を加える。」この規定はいわゆる輪姦の形態において犯された強姦罪等を非親告罪

法の第百八十条は「前四条ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス」とのみ規定しておりまして、前四条すなわち第百七十六條ないし百七十九條の罪、これは強制猥褻罪、強姦罪、準強制猥褻強姦罪及びこれらの罪の未遂罪でございますが、これを親告罪としております。しかし、これらの罪は風俗に対する罪でありますとともに、個人の身体及び人格を侵害する暴力的犯罪たる色彩を帯びているものでありまして、特にこれ

が輪姦の形態において犯される場合には、その暴力的犯罪としての凶悪性が著しく強度でありまして、もはやその訴追を被害者の利益のみによって左右

人以上の犯人の間に共同実行の意思があつて、かつ、犯行現場において共同実行の事実があります場合はもちろんでございますが、さらに犯人の間に共同実行の意思があり、かつ、それらの犯人が何人かによつて覚知され得る状態で犯行現場に現在することによつてその犯行に加功する場合、見張りのよ

うな場合をも含む趣旨でございます。次に、第二百八条ノ二でございます。第二百八条ノ二は、他人の生命等に害を加えることを目的とする凶器の準備を伴う集合行為を処罰する趣旨の規定でございます。最近、いわゆる暴力団等の勢力争い等に関連いたしました、なぐり込みなどのために相当数の人員が集合し、人心に著しく不安の念を抱かじめ、治安上憂慮すべき事態を惹起した事件が相次いで発生いたしましたのでありますが、これを検挙、処罰す

べき適切な規定がございませぬため、その取締りに困難を来たしている実情にかんがみまして新設したものでございませぬ。

とを知つて集合させた者がある場合に、この者を特に重く処罰する規定でございいます。従つて、第一項の罪の法定刑は二年以下の懲役または五百円、これも罰金等臨時措置法第三条第一項によりまして五十倍の二万五千円となるわけでございますが、五百円でありませうけれども、第二項の罪の法定刑は

三年以下の懲役となつております。
なお、若干字句の御説明を申し上げますと、「他人ノ生命、身体又ハ財産ニ対シ共同シテ害ヲ加フル目的」と申しますのは、殺人、暴行、傷害、建造物損壊、器物損壊等の加害行為を共同して実行する目的をいうのでござい
また、ここに「凶器」とありますのは、人の生命、身体等に害を加えるのに使用されるような器具を申すのであります。また、ここに「準備」とい

のは凶器が目的とする加害行為に使用し得る状態におかれていることを申すのでありまして、また「準備アルコトヲ知テ」というのは、凶器が右のよう

な状態におかれていることを認識していることをいふのでございます。

次に、「第二百六十三條に次の一項を加え、第二百六十四條を削る。」「前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ」の部分でございますが、現行法の第二百六十四條は「第二百五十九條、第二百六十一條及前條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス」かように規定しております。第二百五十九條は私文書毀棄罪、第二百六十一條は器物損壊罪、第二百六十三條は信書隠匿罪でございますが、この各罪を親告罪としてゐるのであります。この第二百六十四條を削りまして、第二百六十三條に第二項として、「前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ」と規定をいたしますことによつて、第二百六十三條の罪のみを親告罪として残り、第二百五十九條及び第二百六十一條の罪を非親告罪とする趣旨でございます。私文書毀棄及び器物損壊罪は、暴力的行為が犯罪として表面化する最も単純かつ典型的な罪でありまして、また、暴力事犯中の多数を占めており、ただいまその取締りの必要性が痛感されておられるにかかわらず、被害者が犯人による報復をおそれ、あるいは個々の事案としては比較的軽微であるため告訴をしなかつたりあるいは告訴を取り消す場合が多いのでございまして、その結果処罰できない実情にありまして、この種の事犯取締りの徹底をはかるための改正でございます。

附則の第一項は、本法が、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行されることを明らかにしたものでございまして、第二項は、これはもう例文的に書かれるのでございまして、第三項は、罰金等臨時措置法第三條第一項の規定が、本法による改正後の刑法第百五十五條ノ二、これは面会強請の罪でございますが、百九十八條第二項、あつせん贈賄罪、第二百八十八條ノ二第一項、集合罪の各罪について規定してあります罰金についても適用されることを明らかにしたものでございまして、次に、刑事訴訟法の一部を改正する法律案の逐条説明を申し上げます。改正の「第八十九條第五号中「知識を有すると認められる者」の下に「若しくはその親族」を加え、「充分な理由」を「相当な理由」に改める。点でございますが、本条は、いわゆる権利保護の除外事由の一つであります現行法第八十九條第五号に修正を施したものでございまして、すなわち、同号におきましては、従来被告人が行うおそれのある行為の対象が「被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者」に限られておりましたのを、その範囲を拡張して、これ以外に「その親族」を加え、かつ同号所定の疑いの程度を若干緩和して、「充分な理由」を「相当な理由」に改めようとするものでございまして、元來本号は、将来の事項についてその発生を疑うに足りる十分な理由のあることの疎明を要するとする点におきまして、それ自体かたきを求めるきらいがありますので、いわゆるお札参りをすると疑うに足りる「相当な理由」があれば、かような暴力行為を行う危険な者は保釈を許さないことにすることによりまして、善良な市民である被害者等が安心して生活できるように、かつ、その証言を確保することによつて刑事司法の適正な実現を期する必要があるものでござい

また、いわゆるお札参りの対象に被害者等の「親族」を加える理由は、被害者等の親族に対してお札参りが行われた事件も相当数発生しております。そのため被害者等が自己の親族に危害が及ぶことをおそれ、証人として十分な供述をなし得ない場合も多い実情にかんがみまして、これを加えることとしたのでございまして。

次に、「第九十六條第一項第四号中「知識を有すると認められる者」の下に「若しくはその親族」を加える。」「改正でございます。本条は、保釈及び勾留の執行停止の取り消し事由を規定した現行法第九十六條第一項を改めることにしたものであります。本条の改正は、第八十九條第五号の、いわゆるお札参りの対象として被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者以外に「その親族」を新たに加えたことによりまして均衡を保たせる趣旨でございます。

次に、第二百十條第一項中に新たに「刑法第二百八十八條若しくは第二百二十二條の罪」を加える点の改正でございます。本条は、現行法第二百十條第一項所定の、いわゆる緊急逮捕をなし得る罪の範囲を改めまして、現行法の規定する「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪」のほかに「刑法第二百八十八條若しくは第二百二十二條の罪」を加える趣旨でございます。刑法第二百八十八條、これは暴行罪または第二百二十二條脅迫罪に當る事犯は、いわゆる暴力事犯の典型的なものでありまして、この種の事犯については、犯罪発生後すみやかに被疑者の身柄を確保し、迅速に捜査活動を開始することによつて、初めてよ

くその取締りの目的を達し得るのであります。現行法のもとにおいては、暴行罪または脅迫罪の法定刑の上限がいずれも懲役二年でありますため、これに當る事犯の被疑者については、いわゆる緊急逮捕が許されないものであります。そのめた検査、取締りに支障を来たす場合が少なくないのであります。そこで暴力事犯鎮圧の実効を期するためには、これらの罪を犯した被疑者についても緊急逮捕をなし得るものとする必要があるものでございまして、そういう趣旨で本条の改正をいたそうとするものでございまして。

次に、第二百八十一條の二でござい。本条は、新たに設ける罪の第三百四條の二とともに、いわゆる暴力事犯等の証人尋問に際しまして、証人を十分な供述をなさしめるため、証人の供述中に一定の要件のもとに被告人の立ち会いを制限しようとするものでございまして。

暴力事犯の被害者、目撃者その他の証人にありましては、被告人の面前において真実を供述することによつて、被告人またはこれと特別の関係を有する者によつて報復されることをおそれ、証人として出頭しなかつたり、あるいは証人として出頭はいたしまして、被告人の面前では十分な供述をなし得ない場合が少なくないのでござい。そのため訴訟の遅延を招く、さらには公判審理に重大な支障を生じた事例も少なくないのでござい。そこで証人の基本的人権を擁護するとともに、証人を十分な証言を行はしめることによつて刑罰権の適正かつ迅速な実現に資するために、憲法によつて保障された被告人の証人に対する反対

尋問権を害しない限度におきまして、証人尋問の際における被告人の立ち会いを制限する必要があると考へるのでござい。本条の新設は、かような理由によるものでありまして、本条は、公判期日外における証人尋問の場合について規定したものであり、第三百四條の二は、公判期日における証人尋問に関する規定でござい。この規定の中で「公判期日外における証人尋問」と申しますのは、公判準備として裁判所が行われる公判期日外における証人尋問をいうのであります。裁判所内において行ふ場合と、裁判所以外で行ふ場合とを問わないのでござい。す。「圧迫を受け」ということでござい。本条は、これは現行法第二百二十七條におけると同様、有形たる圧迫を加えられることも必要ではないと解されるのでござい。要するに、証人が圧迫を感じ、十分な供述ができないものと認められれば足りるのでござい。次に、第三百四條の二でござい。本条は、先ほども申しましたように、本条は、新たに設ける第二百八十一條の二と全く同趣旨の規定でありまして、同条が公判期日外における証人尋問の場合についての規定であるに對しまして、本条は、公判期日における証人尋問の場合について規定したものでござい。従つて、本条を新設する理由、規定の解釈等は、第二百八十一條の二の場合と全く同様でござい。附則につきまして、附則の第二項でござい。手続法につきましては、遡及して適用をするというのが原則でござい。このよう規定を設けなくても解釈によつてまかない

得るわけでありますが、事柄の重要性にかんがみまして、特に明文を設けて、その点を明らかにした次第でございます。

以上、逐条説明を終わります。

○委員長(青山正一君) 両案の基本的問題等について御質疑などございましたら、この際御発言下さい。

なお本日は、唐澤法務大臣、横川法務政務次官、竹内刑事局長のほか、神谷、辻両説明員が御出席なさっております。

○大川光三君 だいたい議題となりました刑法の一部を改正する法律案の中で、私はまず、あつせん収賄罪の構成要件に関連いたしまして法務大臣にお伺いをいたします。

今回新たに設けられます刑法第九十七条ノ四の条文を見ますと、公務員請託ヲ受ケ他ノ公務員ヲシテ其職務上不正ノ行為ヲ為サシメ又ハ相当ノ行為ヲ為サザラシム可ク斡旋ヲ為スコト又ハ為シタルコトノ報酬トシテ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求シ若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ処ス」とありまして、この法案は多くしほりがかけられております。すなわち、請託を受け、不正行為をさせ、また相当の行為をさせないようにあつせんする。そうして報酬としてのわいろを受取る。ことでありまして、しかも請託と不正行為はともにあつせん収賄罪の構成要件になっております。従つて、この要件のうちいづれを欠いても犯罪は成立しない、現行刑法に定めます他の収賄罪は、請託は犯罪になるかならないかの、それを左右する構成要件ではなくして、刑が重くなるという加重条件にすぎないのに、今度のあつせん収賄罪

に限って請託が構成要件にされております。また、他の公務員に働きかけて不正の行為をさせる、または相当の行為をさせないようにあつせんした場合でなければ犯罪が成立しないことになりました。従いまして、諸官庁の公務員が不正行為をしない限り、幾らわいろをもらつても罪にならないということになります。一般の収賄罪が不正行為をなすといなどにかかわらず、犯罪が成立するのに比べまして、このあつせん収賄罪は罪にならない、範囲があまりにも広過ぎると思えられるのであります。すなわち請託でしほり、その上を不正行為でしほり、さらに報酬としてのわいろでしほつておられます、まさに二重、三重、がんじがらめにしほり過ぎていくというきらいがあるものでありまして、かように法案自体としても、この規定は手も足も出ないような感じがいたしますが、かように手も足も出ないような法律によつて、果して悪質の収賄者の取締り、またいわれておる汚職追放の目的が完全に達せられるかどうかということにつきましても、懸念なきを得ないのでございまして、よつて私は、ここに法務大臣に対して、この法案が請託と不正行為を犯罪の構成要件とせられましたこの立法趣旨をお伺いいたしたいのでございまして。

○国務大臣(唐澤俊樹君) 本法案中、あつせん収賄罪に關しまして、あまりに構成要件が嚴格過ぎて、この法律が適用されるようになって、所期の目的を十分に達しられないのではないかと、この点につきましては、世上でいろいろと御批判がございまして、

また、過般の本会議におきましても、いろいろと御批評を賜つた次第でございます。その際にもお答え申し上げた通りでございます。このあつせん収賄に關する規定は、非常に立法技術上立案のむずかしい条文とされております。わが國におきましても、久しい以前から學者、専門家の間に非常に論議を尽しておられる問題でございまして、なかなか學者、専門家の間でも意見の一致を見ないようなむずかしい問題でございまして、そのために各方面からのいろいろの案が提示されておるにもかかわらず、今日まで制定の機運に至らなかつたようなことは御承知の通りであります。

この規定を作るに當りまして、あつせん収賄罪をことごとく処罰の対象にして、一挙に網羅的にこれを処罰するという考え方と、それではこの規定では非常に危ない、一歩運用を誤れば、善良なる公務員の活動を窒息させてしまひ、ひいては檢察官の職務の危険すらあるという非常な慎重論もございまして。學者の間に、この規定をするについては、一応何らかの形で制限をしなければ危かろうというお考えがあるのは、その後者を代表するものでございまして。御承知のように、去る昭和十五年に發表になっております改正刑法修正案の中に含まれておりますあつせん収賄罪の案を見ましても一つのしほりがかかつております。すなわち、あつせん収賄行為のうちで、相手方に要求してわいろを取つた場合だけを処罰の対象としたしておるのでございまして。これは當時の論議の模様を承わつてみますと、やはり一切のあつせん収賄行為を処罰するということは

少し広きに失すると、何らかの形でしほりをかける、制限をして、そしてその制限内の行為だけを処罰するという趣旨から、以上のような規定を立案されたというふうになつております。この改正刑法修正案の中の一案も、非常な有力な案として私も慎重に検討してみたのでございまして、今日の學者、専門家の間では、要求して取つた場合と、しからざる場合とを区別するということがあまりに合理的でないというような意見もございまして、そして今ごろのような、政府案のような一つの制限を考えてこれを提案することになつたのでございまして。この提案につきましては、先ほどの大川委員から御説示のありましたように、不正の作為、不作為をさせるという大きなしほりがかかつておる。そのほかにあるいは「請託ヲ受ケ」、あるいは報酬トシテ」というようなしほりがあつてはなにかというお言葉でございまして、その通りでございまして。私どもは「請託ヲ受ケ」というしほりは、それほどの大きなしほりとは考えておりません。

一般の収賄罪は請託を受けず、職務上の行為について贈賄の行われることが非常に多いのでございまして、これはいわゆるあつせんをして、そうして収賄する場合でございまして、もう十中八、九請託を受けておられます。そしてこれの立証の問題もございまして、すなわち、あつせんをした事実、わいろの授受された事実を証明するのでございまして、その際に請託を受けておるといふ証明をするとはさまで困難ではないと、かように一応考えておりました。

入りましたのは、昭和十六年、政府案が當時の國會にかかりまして、當時の貴族院では可決をされましたけれども、衆議院では否決されました。そのときに実費とどうして区別するかと、公務員、ことに議員が公務上のことを頼まれて、そしてときには郷里からわざわざ東京まで出てきていろいろ世話をする。それには実費も要する。これが一切あつせん収賄罪の対象になる。少くともその疑いを受けて、そうして裁判上の問題になつたんでは、名譽を重んずる議員として致命的な傷を受けるといふような非常な強い反対がございまして、そのために報酬として受けた部分だけは対象となるけれども、実費は省かれるということも明瞭にいたしましたつもりでございまして。

最後に、この不正の作為、不作為をした場合に限るといふ点は、お言葉の通り、これは大きなしほりになつておると考へます。そのためにあつせん収賄行為のうちでこの規定から漏れるものがあることはお言葉の通りでございまして。しかしながら、この法律は非常に立案のむずかしい法律であり、ことにわが國では初めての試みでございまして。諸國の立法例を見ましてもまだちでございまして。そういうような事情にかんがみまして、取りあへずあつせん収賄行為のうち、世人がだれが見ても明白に悪質だといふものをまず処罰をする、そうして理論的にいろいろ足りない部分がありましても、それはこの法律案を実施に移してみまして、そうしてその成績によりまして、さらに二段に考えて修正をしていったらば、それが最も穩健であるという考へ方から、かような案文を作つたのでござい

ます。これは私が申し上げる必要もないことでございますが、わが刑法におけるわいろ罪に関する規定が、過去の沿革を見ましても漸を追うて進んでおるようでございまして、このあつせん収賄罪に関する規定も新しい試みでございまして、かような考えで立案をいたしました次第でございます。

○大川光三君 だいたいの御説明で立法の趣旨はよく承をいたしました。仰せの通りに、このあつせん収賄罪は、多年の間生まれるべくして生まれて、おそろく法案を作られるのについて、相当な立法技術上の困難のあつたことは、お察しするのであります。ただ、今御説明のうちで、一つの構成要件であります「請託ヲ受ケ」ということは、おそろく私は請託を受けたとして他の公務員に働きかけて不正の行為のあつせんをさすということ、これは実際問題としてあり得ない。しかしながら、一たんこの請託を構成要件にいたしますと、御承知の通りに、立証の面で非常な困難を来す場合が多かりうと考えるのでございまして、従前の判例等によりまして、常に請託の立証はむずかしい。そこで請託を受けたとみなすのだというようなことを状況証拠によつてきめておるのでありますから、こういう立証のむずかしい構成要件をこへつたという点について、私はなお疑問を残すのであります。

それと、先ほど刑事局長から御説明がありまして、報酬の問題でございまして、もし報酬と実費とが区別できないときには報酬とみなすのだと、こういうような御説明だつたと記憶いたしますが、これまた大へん将来ややこしい問題で、どの程度は報酬で、どの程度が実費なのか、実費と報酬と区別できないければそれは報酬とみなすのだというところに、私は一つの無理があると考え。もともと私は報酬という一つのしほりをつけるのではないのだという点に、一つの考え方だと思ひますけれども、報酬の解釈について、実費と報酬とが判明しないときには報酬と見るといふところに、今後この法律の運用の面で非常にむずかしい問題が起るのじゃないかと、かように考えるのでございまして、この二点を、いま一応御説明をいただきたいと存じます。

○政府委員(竹内廉平君) 大臣から御説明がございましたように、この「請託ヲ受ケ」というのは確かにしほりでございますが、実務上いたしましては、これが非常に立証が困難だといふうには実は考へておらないのでございまして。なるほど現実運用の面で請託というところを受けた場合には、まあ加重条件になつておりますので、単純収賄で起訴される場合が多いのでございましてけれども、しかし、最近発生しております重要な濃職事件をいかに検討してみますと、請託は起訴されておりますけれども、判決にもすべて請託がいつどこで、どういふ機会にされたかといふことが詳しく出ているのでございまして。これはまた一つには、わいろ性を決定いたします材料でもあるわけでございます。捜査機関の側から申しますと、請託のはっきりしないような事件というものは、すでに

わいろ罪として薄い事件になつてしまふのでございまして、起訴はいたしませんでも、請託関係は詳細に事件の中には現れておるといふのが現状でございまして。従ひまして、しほりではございましてけれども、捜査に当りまして非常に重大な支障を生ずることではないというのが、法制審議会等におきまする檢察側の意見でございます。

それから、また、「報酬トシテ賄賂」といふ点でございまして、わいろ罪は、刑法の本を見ましても、いづれも職務に關して、その対価として交付される不法の利益であるといふことになつておりますし、判決もそういう趣旨の判決をいたしております。報酬といふ文字をそのまま使つた判例もございまして。で、「賄賂」といふておるのは、「賄賂」と書くだけで報酬あるいは不法の利益といふ趣旨が出てくるのでございまして、特に「報酬」といふ文字は不要のようにも考へられるのであります。これは単純職務に關するわゆる収賄罪と違つて、あつせん行為といふのは、あつちこつちかけずり回るといふことが必然的な行為の過程として考へられるわけでございます。

○大川光三君 いろいろこの法案につきましてはお尋ねいたしたい点もございまして、今日は時間の關係もございまして、この程度にとどめまして、次の委員会に引き續いて質問をいたしたいと存じております。

○委員長(青山正一君) 両案についての本日の審査は、この程度にとどめたいと存じます。

なお次回は、三月三十一日、月曜日、下級裁判所の設立及び管轄区域に

やはり報酬として見られるという趣旨の説明を申し上げました。これは選挙法の供与罪につきまして同様な問題があるものでございまして、理論といたしましては、これはもうどこまでも宛明して、実費と報酬とを峻別して、その報酬の分についてのみ罰せられるべき筋合だと思つてございまして、まあ報酬を、実費をも含めて報酬を提供したといふような場合には、これの区別のしようがないといふときには、判例の言葉をかりて申しますならば、その不法性が全部に及んでくる、こういう意味で、まあ判例の趣旨を体しますと、そういう場合には、実費をも報酬の中に含めて解釈せざるを得ないであらう、こういう趣旨から、さうに先ほど御説明を申し上げた次第でございまして、ただ御質疑の中に、なるほど実費だ実費だといふが、社会通念上実費とは見られないような非常に高額な実費だといふものがあつたとしたらばそれはいかかであるか、と云うかといふ点につきましては、これは実費か報酬かといふ問題ではなくして事実認定の問題になつてくるかと思ひます。大体そのように考へている次第でございまして。

○大川光三君 いろいろこの法案につきましてはお尋ねいたしたい点もございまして、今日は時間の關係もございまして、この程度にとどめまして、次の委員会に引き續いて質問をいたしたいと存じております。

○委員長(青山正一君) 両案についての本日の審査は、この程度にとどめたいと存じます。

なお次回は、三月三十一日、月曜日、下級裁判所の設立及び管轄区域に

関する法律の一部を改正する法律案、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、以上四案の質疑を行います。

それでは本日はこれにて散會いたします。

午後三時四十五分散會

印刷者 大蔵省印刷局